

令和8年度マリンレジャー事故防止対策事業 企画提案仕様書

1 委託業務名

令和8年度マリンレジャー事故防止対策事業委託業務

2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 事業目的

海の安全啓発ツールの周知、安全安心なマリンレジャーの楽しみ方の情報発信、自然海岸での巡回及び講習会等の取組を行うことで、水難事故未然防止へとつなげる。

また、外国人観光客を含め、効果的な水難事故防止対策を講じ、関係機関と連携しながら、可能な限り観光客の水難事故数（罹災者数・死亡者数）の減少につながる取組を行う。

4 事業概要

- (1)海の安全啓発ツールの観光客への周知
- (2)海の安全啓発ツールの改善、保守、管理
- (3)観光客の水難事故多発地域における巡回
- (4)事業者、海岸管理者等との意見交換会の開催と効果的な連携
- (5)観光客の水難事故分析調査等
- (6)水難事故防止対策計画策定
- (7)マリレジャー事故防止にかかる人材育成の支援
- (8)世界溺水事故防止会議誘致に向けた調整

5 事業内容

下記について企画提案を行う。

ただし、実施の際には計画書を県へ提出し、協議を行うものとする。

(1) 海の安全啓発ツールの観光客への周知

観光客等の水難事故は自然海岸で、事業者を通さない個人での活動の際に多く発生していること等を踏まえ、観光客が旅マエ・旅ナカにおいて効果的に情報を確認・入手できるよう旅行雑誌やSNS、観光客に視認されやすいホテル、レンタカー、空港、マリンレジャーグッズを販売しているショップ等における周知を図る。

- ① 外国人観光客を含め、観光客に対する※1「おきなわマリンセーフティ」等の電子ツールによる効果的な周知。
- ②外国人観光客を含む、観光客に対する紙媒体のツール効による果的な周知。
- ③その他、50歳以上の中高年層やスノーケリングに関心のある層に訴求する効果的なツール等による情報発信。

→提案の際は、周知方法、観光客等が視認しやすい媒体、場所やその選定理由等を具体的に示すこと。

※1 「おきなわマリンセーフティ」は、沖縄県が、海の安全等についての周知啓発やハザードマップ等の情報を発信するために構築したWEBサイト。

(2) 海の安全啓発ツールの改善

- ① 海の安全啓発ツール「おきなわマリンセーフティ」について、保守、管理を行うとともに、現行版の情報更新、外国人観光客を含め、観光客に対して監視員のいる海水浴場等の利用を促すような機能拡充を行う。

→提案の際は、おきなわマリンセーフティ等電子ツールの改善点（追加機能、新たなツール等）を具体的に示すこと。

【参考】「おきなわマリンセーフティマップ」仕様について

・データ構成について

サーバ構成	データベースサーバ、APIサーバ、ウェブサーバ
データベース形式	ドキュメントDB
地図表示ツール	Mapbox
保有データ	・ 事故情報（沖縄県警提供） ・ ヒヤリハット情報（マリンレジャー業者アンケート収集） ・ ビーチ情報

・主な閲覧内容

マップ上の各種表示	・ マップ上におけるビーチの位置表示 ・ 各種媒体により整理したビーチごとの基本情報の表示（名称、ビーチの概要、設備、海水浴場であれば遊泳可能時間） ・ ビーチ毎の危険情報（caution）の表示（離岸流、高波、危険生物、水深の急激な変化等の8種類） ・ ビーチ周辺の水難事故の件数表示 ・ ビーチ周辺のヒヤリハット報告件数と内容の表示
その他	・ 危険情報などの説明 ・ 免責事項、クレジット

- ② 海の安全啓発ツール「ポスター」、「リーフレット」等を作成するとともに、関係機関への発送、在庫管理を行う。

また、外国人観光客を含め、観光客が利用しやすくなるよう改善する。

(3) 観光客の水難事故多発地域における巡回

ライフガード等による遊泳者向けの巡回指導を実施し、水難事故未然防止を図るとともに、海の危険性及びマリンレジャーに関する正しい知識を周知する。

提案においては、次の①から③までの事項について網羅すること。

① 4月～10月の巡回指導については、沖縄本島圏域、宮古島圏域、八重山圏域で観光客の水難事故が多発する海岸を中心とした効果的な手法を提案すること。

→提案の際は、実施する場所の選定理由・優先順位等の考え方、巡回体制、活動計画を明確に示すこと。

② ①以外の巡回指導については、沖縄本島圏域、宮古島圏域、八重山圏域における活動計画を提案すること。

→提案の際は、実施する時期、頻度及び必要性を明確に示すこと。

③ ホテル、マリレジャー事業者等に水難事故発生時の初動対応等の講習会を沖縄本島圏域、八重山圏域、宮古圏域で合計10回以上実施することについて、実施エリアの選定と実施計画を提案すること。

※全ての巡回にあたるライフガード等については、事業目的を的確に把握し、マリレジャーの水難事故未然防止策に関する知識や水難事故多発地域に知見を持った者を選定する。

(4) 事業者、海岸管理者等との意見交換の開催と効果的な連携

観光客等の水難事故を未然に防ぐため、マリレジャー事業者及び海岸管理者等との意見交換を圏域別に行い、効果的な手法の検討や水難事故防止にかかる協力体制を強化する。

① 意見交換については、北部圏域、中南部圏域、宮古圏域、八重山圏域 それぞれ1回/年（1回あたり2時間程度）程度開催する。

また、上記に加え令和7年に水難事故が発生した小規模離島等においても、適宜、開催を検討する。

② 意見交換会の議題は水難事故防止対策計画策定及び令和9年度宿泊税を活用した水難事故防止対策事業に対する意見、改善点を協議する内容とすること。

③ 実施にあたっては、沖縄県警察、第十一管区海上保安本部、一般財団法人沖縄マリレジャーセイフティービューロー、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローとの合同実施を含めオンライン等の対応も可能にすること。

→提案の際は、開催回数と実施方針を明確に示すこと。

(5) 観光客の水難事故調査分析等

観光客の水難事故の原因分析及び多発している地域（海岸）の要因調査（アンケート調査等）を行い、水難事故防止策を構築するとともに、構築した防止対策を海の安全啓発ツール等に反映し、観光関連事業者及び観光客等に広く周知できるよう、調査場所と要因調査概要・方法について対案すること。

(6) 水難事故防止対策実施計画策定等

沖縄県が安全・安心で快適な観光地の実現に向けて、関係機関と連携し、より具体的な取組を実施する必要があることから、水難事故防止対策の中長期計画を策定する。
→提案の際は、業務の進め方、運営・支援体制、会議の開催回数等を具体的に示すこと。

(7) マリレジャー事故防止にかかる人材育成の支援

巡回するライフガード等による、外国人観光客に向けた水難事故未然防止の周知啓発において、海の危険性及びマリレジャーを行う際の正しい知識を周知するため、英語等の外国語講習を実施する。

また、マリレジャー事業者及びマリレジャーに携わる地域住民に向けた事故未然防止や救助の講習を実施する。

→提案の際は、実施内容、実施方法（対面・オンライン）、実施人数・回数等を具体的に示すこと。

(8) 世界溺水事故防止会議誘致に向けた調整等

令和11年度の世界溺水事故防止会議の誘致に向け、戦略の立案、調査、候補地申請手続き及び関係機関との調整を行うとともに、令和9年度以降に向けた現状、課題、対策等を整理する。

→提案の際は、誘致戦略、業務の進め方等を具体的に示すこと。

(9) 実施計画書、実績報告書、支払関係及び事業報告書等

ア 上記(1)～(8)に係る実施計画書の作成（1部）

イ 上記(1)～(8)に係るすべての成果物の提供

ウ 上記(1)～(8)に係る経費の支払業務及び関係証拠書類の整理・保管

エ 上記(1)～(8)に係る実績報告書（電子データ一式）

6 委託料上限額等

本委託業務実施のための費用は204,350千円（消費税込、諸経費含む）

7 一般管理費

一般管理費は、委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接経費のことをいう。

一般管理費は、 $(\text{直接人件費} + \text{事業費} - \text{再委託費}) \times 10/100$ 以内で計上すること（小数点以下切り捨て）

上記計算式による再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

（請負契約の例：機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、分析鑑定等）

※ 継続事業で上記計算式により難しいなど特殊要因がある場合は、実績、実情を勘案し、適正かつ合理的な方法に基づき算出された金額を見積もること。

事業費の中に、委任契約に基づく再委託業務が含まれている場合は、当該費用は事業費から差し引いた上で、一般管理費を計上すること。

8 業務の再委託について委託業務内容

(1) 一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限について

上記、(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

ウ 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ その他、簡易な業務

9 その他

(1) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。

(2) 業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、沖縄県と受託者が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。

(3) 本県の関連する施策や事業と適切に連携すること。